

食品循環資源利用飼料の加熱処理の基準と対応状況

☑食品循環資源を利用した豚用飼料の製造を行う者は、**飼料安全法**に基づく規制の対象者となります。
また、飼料の使用使用者である全ての養豚農家は、**家畜伝染病予防法**に基づく規制の対象者となります。

☑令和 3 年 4 月より、飼料安全法の対象者は、**攪拌しながら90℃以上60分間以上の加熱処理**を行う等、同法の省令に定める製造方法を遵守することが義務付けられています。

☑同じく、令和 3 年 4 月より、家畜伝染病予防法の対象者は、上記の**加熱処理等が適正に行われたものを用いる**等、同法の省令に定める基準（飼養衛生管理基準）を遵守することが義務付けられています。

	飼料安全法	家畜伝染病予防法
対象者	飼料を製造する者 （養豚農家であっても、自ら加熱処理等を行って飼料利用する又は販売する場合は、同法の対象となります。） 	全ての養豚農家 
規制の内容	肉と接触した可能性がある食品循環資源を利用した飼料を製造する場合には、攪拌しながら90℃以上60分間以上又はこれと同等以上の効果を有する加熱処理を行い、かつ、加熱処理後の飼料の交差汚染防止を講じること。 加熱処理の記録の作成と保管。	左欄の加熱処理及び交差汚染防止が適正が行われたものを用いること。 当該処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。

【飼料の製造を行う事業場の対応状況】

- 加熱処理が必要となる原料を調達している事業場数は、令和4年5月時点で**69事業場**であり、**全て新基準に対応**しています。
- 当該事業場については、FAMIC及び都道府県が（当面はFAMICが中心となり）継続的に、立入検査等を通じて新基準の遵守状況の確認・指導を行っています。

【養豚農場の対応状況】

- 加熱処理が必要となる原料を調達している農場数は、令和3年9月時点で**172戸**であり、**全て新基準に対応**しています。
- 当該農場については、都道府県が継続的に、立入検査等を通じて新基準の遵守状況の確認・指導を行っています。